

太田市高齢者等住宅改造費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者及び要介護者（以下「高齢者等」という。）の在宅における生活環境の整備によりその福祉の増進を図るため、高齢者等が居住する住宅の改造工事を行う場合に要する経費の一部に対し、太田市高齢者等住宅改造費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 年齢60歳以上の者をいう。
- (2) 要介護者 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定の結果、要介護2以上と判定された者（法第69条第1項の規定により被保険者証に給付額減額等の記載がされている者、住宅の改造工事を行う住宅の所在地が被保険者証に記載されている住所と同一でない者及び介護保険の対象となる施設等に入所している者を除く。）をいう。
- (3) 住宅の改造工事 高齢者等が現に居住する住宅に対して行う、その身体能力等から必要となる手すりの設置、段差の解消その他の自立支援のために必要な工事及びその附帯工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であって、第1号又は第2号に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、第3号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当する者とする。

- (1) 世帯の全ての構成員が、前年分の所得税が非課税である高齢者（病院等に入院していない高齢者に限る。）
- (2) 世帯の生計を主として維持する者の前年分の所得税額が8万円以下である世帯に属する要介護者又は当該要介護者の属する世帯の他の世帯員
- (3) 補助金の交付を受けていない者
- (4) 市税等及び介護保険料を滞納していない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅の改造工事に要する経費（その経費が60万円を超える場合にあつては、60万円。以下「住宅改造費」という。）に6分の5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、法に規定する居宅介護住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）と併用することが可能な場合の補助金の額は、住宅改造費から住宅改修費を控除した額に6分の5を乗じて得た額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条第1項の補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の改造工事の見積書の写し
- (2) 高齢者等住宅の改造工事計画書（様式第1号）
- (3) 高齢者等住宅の改造工事予算書（様式第2号）
- (4) 家屋所有者承諾書（様式第3号）
- (5) 住宅の改造工事着工前及び着工後の住宅の図面
- (6) 住宅の改造工事着工前の写真
- (7) 市税等完納照合票（様式第4号）

(実績報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の対象となる住宅の改造工事が完了したときは、その完了の日から起算して1箇月を経過する日までに規則第10条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 高齢者住宅の改造工事決算書（様式第5号）
- (2) 住宅の改造工事着工後の写真
- (3) 住宅の改造工事の領収書の写し

(補助金の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、

その全部又は一部を返還させることができる。

(受領委任払の実施)

第8条 住宅の改造工事を行おうとする者（以下「申請者」という。）の一時的な費用負担の軽減を図るため、申請者からの申出により、当該申請者から補助金の受領の委任を受けた住宅の改造工事を行う者（以下「事業者」という。）に対し、市は、補助金を支払うことができるものとする。

(事業者の登録等)

第9条 補助金の受領の委任を受けようとする事業者は、別に定める方法により補助金の受領の委任を受けた事業者に対し市が補助金を支払うこと（以下「高齢者等住宅改造費補助金受領委任払」という。）に係る登録の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、太田市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払実施要綱（平成22年9月1日太田市制定）第2条第2項の規定により、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払事業者の登録の決定を受けた事業者については、高齢者等住宅改造費補助金受領委任払に係る事業者の登録を受けた者とみなす。

(受領委任払の申請)

第10条 高齢者等住宅改造費補助金受領委任払の適用を受けようとする者は、高齢者等住宅改造費補助金受領委任払に係る委任状（様式第6号。以下「委任状」という。）を第4条の規定による申請の際に交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

(受領委任払の決定)

第11条 市長は、住宅の改造工事の完了の報告を受けたときは、速やかに審査し、高齢者等住宅改造費補助金受領委任払の適用の可否を決定し、事業者に対し高齢者等住宅改造費補助金受領委任払のお知らせ（様式第7号）により通知するものとする。

(受領委任払による補助金の支払)

第12条 市長は、前条の規定により住宅改造費補助金受領委任払の適用を決定したときは、事業者に対し補助金を支払うものとする。

(受領委任払の適用の取消し)

第13条 市長は、住宅改造補修費補助金受領委任払の決定を受けた者が委任状に

記載された事業者以外で住宅の改造工事を行ったと認めるときは、住宅改造補修費補助金受領委任払の適用の決定を取り消すことができる。

(返還)

第14条 市長は、住宅改造費補助金受領委任払の適用の決定を受けた者の偽りその他不正な行為により、事業者が補助金の支払を受けたことが判明したときは、当該住宅改造費補助金受領委任払の適用の決定を取り消し、当該決定を受けた者からその全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、交付の決定を受けた太田市高齢者住宅改造補修費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。